

営業秘密・競業禁止関連	175
01 競業禁止の約定.....	175
02 威盛電子商業スパイ事件 董事長王雪紅に無罪判決.....	178
03 ノウハウの不正売却 エンジニアが産業スパイに関与.....	180
04 「競業禁止」の契約規定に違反.....	183
05 求職者情報の不正取得を謀ったのは営業秘密の侵害にあたるとして、大手人材バンクに賠償金 377 万円を命じた事例.....	185

営業秘密・競業禁止関連

営業秘密・競業禁止関連

01

競業禁止の約定

裁判番号：台湾高等法院 93 年勞上字第 75 号民事判決

事案概要：競業禁止

裁判期日：2006 年 05 月 03 日

関連法条：憲法第 15、23 条

裁判要旨：憲法第 15 条の規定で、人民の生存権、労働権及び財産権は保障すべきであることは、国家が人民に対するものである。また人民の労働権は一種類の絶対的な権利ではないことは、憲法第 23 条の規定が証明になり、雇用者は従業員が離職した後、その工業上の製造技術の秘密が漏洩するのを恐れ、従業員が入社した時に、離職の日から一定の期間内は会社と同種類の業者で勤務したり、または資料を提供したりしてはならず、もし違反の場合は、損害賠償の責任を負わなければならないものと約定した。当該競業禁止の約定には、一定の期限があり、且つ従業員の同意を得ているので、憲法の人民労働権保障の精神に違反せず、その他の強制規定にも違反せず、公共秩序とも関係がないので、当然無効とは言えない。競業禁止の約定について、もしその制限した期間、地区、範囲及び方式が、社会の一般通念と商業習慣上、合理的で、且つ制限を受ける人の経済、生存能力に危害を及ぼさないと認定された場合は、法によって許可されるべきことである。

控 訴 人 ○○電腦股份有限公司

控 訴 人 彭○○

控 訴 人 陳○○

被控訴人 李○○

被控訴人 黃○○

上記当事者間の競業禁止事件について、控訴人は 2004 年 9 月 9 日の台湾台北地方法院 92 年度勞訴字第 190 号第一審判決に対し、控訴を提起し、本院では、2006 年 4 月 19 日に口頭弁論が終了したので、下記の通り判決する：

主 文

原判決では（一）控訴人○○電腦股份有限公司の下記第二、三、四項の訴え及びその仮執行の申立てを棄却する。（二）支払を控訴人陳○○に命じたこと、及びその仮執行の宣告と前記（一）、（二）の訴訟費用部分はすべて取消する。

被控訴人黃○○は 26 万台湾ドル、及び 2003 年 11 月 5 日から返済日までの年 5%で計算した利息を控訴人○○電腦股份有限公司に支払わなければならない。

被控訴人李○○は 37 万 5 千台湾ドル及び 2003 年 10 月 28 日から返済日までの年 5%で計算した利息を控訴人○○電腦股份有限公司に支払わなければならない。

控訴人彭○○は更に 48 万台湾ドル及び 2003 年 10 月 25 日から返済日までの年 5%で計算した利息を控訴人○○電腦股份有限公司に支払わなければならない。

前記第一項（二）の取消部分、控訴人○○電腦股份有限公司の第一審の訴え及びその仮執行の申立てはすべて棄却する。

控訴人彭○○の控訴は棄却する。

控訴人○○電腦股份有限公司のその他の控訴は棄却する。

取消、改めて判決された部分の第一、二審訴訟費用は被控訴人黃○○が十分の一、李○○が十分の一、彭○○が五分の一を負担し、その他は控訴人○○電腦股份有限公司が負担する。控訴が棄却された部分の第二審訴訟費用は控訴人彭○○、○○電腦股份有限公司が各自に負担する。

事実概要

- (1) 被控訴人黃○○、李○○、彭○○は控訴人○○会社と「競業禁止約定書」を締結し、その第 1 条第 1 項では、「甲（即ち、被控訴人黃○○、李○○、彭○○）は将来もし乙（即ち、控訴人○○会社）から離職した場合（自らの辞職、及び行為の不当から、乙の法による解職を含む）、離職してから 4 年内は、自分または他人のために、有償もしくは無償で乙での在職期間に従事した同種類の業務に従事してはならず、乙での在職期間に従事し、職務上、取得した知識及び

経験をいかなる第三者に伝授してはならない。もし甲が前記承諾に違反した場合は、本約定書の規定に基づき、乙から取得した全部の報酬金に利息を加算して返還すべきであり、乙にもしその他の損害がある場合は、甲に賠償を請求することもできる。甲は異議することができない。」となっており、第2条第1項では、「甲の前条による承諾で報酬を提供するために、乙は本約定書締結日の翌月から、毎月5千台湾ドルの報酬金を甲に支払うことに同意する。」となっている。

- (2) 控訴人陳○○は1996年11月1日に控訴人○○会社と「契約書」を締結し、その第4条約定では、「競争禁止：甲（即ち、控訴人陳○○）は在職期間、乙（即ち、控訴人○○会社）の事前の書面同意を得ない場合、下記の行為をしてはならない。：自分または他人名義で、乙の業務と同一または類似の事業を経営、もしくは投資すること。乙の業務と同一、または類似の会社、商号の被雇用者、受任者、請負者、共同運営者または顧問を担任すること。」となっており、第10条では、「違約：甲は本契約の規定に違反し、本契約に別段の規定がある場合の外、乙は直ちに雇用関係を終了し、甲は乙が受けた一切の損害を賠償し、漏洩等の関連刑責を負うべきである。」となっている。

理由概要

- (1) 憲法第15条の規定で、人民の生存権、労働権及び財産権は保障すべきであることは、国家が人民に対するものである。また人民の労働権は一種類の絶対的な権利ではないことは、憲法第23条の規定が証明になり、雇用者は従業員が離職した後、その工業上の製造技術の秘密が漏洩するのを恐れ、従業員が入社した時に、離職の日から一定の期間内は会社と同種類の業者で勤務したり、または資料を提供したりしてはならず、もし違反の場合は、損害賠償の責任を負わなければならないものと約定した。当該競争禁止の約定には、一定の期限があり、且つ従業員の同意を得ているので、憲法の人民労働権保障の精神に違反せず、その他の強制規定にも違反せず、公共秩序とも関係がないので、当然無効とは言えないことについては、最高法院75年度台上字第2446号裁判の見解も同一なので、参照できる。従って、競争禁止の約定について、もしその制限した期間、地区、範囲及び方式が、社会の一般通念と商業習慣上、合理的で、且つ制限を受ける人の経済、生存能力に危害を及ぼさないと認定された場合は、法によって許可されるべきことである。
- (2) 本件の競争禁止約定書で制限された職業活動の範囲は、被控訴人黄○○、李○○が控訴人○○会社での勤務期間に従事した同種類の業務が制限されるだけで、即ちコンピュータプログラム設計、コンピュータソフトシステムの設計工程、コンピュータのハードソフト設備メンテナンス等のインターネットシステム総合業務に関する仕事で、コンピュータの関連産業のすべてが禁止されるものではない。従って、被控訴人黄○○、李○○の労働権の一部が制限されるが、その仕事の機会が完全に剥奪されるものではない。且つ本件約定の競争禁止期間には4年の制限があり、もし違反した場合は、その任職期間に受取った競争禁止による報酬金を返還すべきであり、不当で、且つ被控訴人黄○○、李○○の経済、生存能力に損害を与えることもない。前記の説明からして、係争の競争禁止約定書は当然有効である。
- (3) 控訴人○○会社は不当に給料を抑えたことを堅く否認し、給料の多少は、契約自由の範疇で、市場機制を受けるべきで、被控訴人黄○○、李○○、彭○○は長期間にわたり控訴人○○会社で勤務したので、そのもらった給料が合理的であると認定し、且つ受取っていた。また控訴人○○会社は被控訴人黄○○、李○○の任職期間には契約により毎月5000台湾ドルの競争禁止による報酬金を支払い、その金額は当時二人給料の10%位であるので、相当な対価であり、明らかに公平を失うところがない。被控訴人黄○○等は定型化契約は無効である……云々と抗弁したが、信用できないことである。
- (4) 被控訴人黄○○等は控訴人○○会社の2003年5月27日株主総会議記録を根拠に、控訴人○○会社は既に董事の競争禁止約定を解除したので、当然従業員全員の競争禁止約定等も解除されたと弁解した。しかし、控訴人董事と控訴人との間の競争規定は会社法第209条の強制規定によるものであるので、被控訴人黄○○等との間に、契約自由の下で締結された「競争禁止約定書」とは明らかに同一ではないので、同じく論じることはできない。更に、契約効力に相対性があり、雇用者と従業員との間での競争禁止の約定、または競争禁止約定の解除の効力は雇用者と当該従業員に及ぶだけで、その他の従業員とは関係ないので、被控訴人黄○○等の弁解は、信用できないものである。
- (5) 被控訴人黄○○は更に民法第74条により抗弁したが、被控訴人黄○○等がコンピュータの専門技術者であり、既に相当な知識程度及び社会経験を持っているので、係争の競争禁止約定書の制限及び違反の法的効果を知っているはずである。彼らは締結した後、毎月競争禁止による

報酬金を受け取り、係争競業禁止約定書の効力を論争しなかった。これによって、彼らが係争競業禁止約定を締結したことに、いかなる急迫、軽率または無経験という事情がないので、明らかに公平を失うところがないと認定できる。更に係争競業禁止約定書の締結時間は、控訴人〇〇会社の起訴時より早くも一年の除斥期間を過ぎていたので、被控訴人黄〇〇等の抗弁は、信用できないものである。

- (6) 係争競業禁止約定書第1条第2項では、「本条でいう“他人のために”、有償または無償で、乙での在職期間に従事した同種類の業務に従事することを禁止することは：1.甲が“離職した時”、乙が指定した三社で、有償または無償で、乙での在職期間に従事した同種類の業務、もしくは取引先に従事すること。」となっている。しかし係争競業禁止約定の範囲は「他人のために」とは限らず、同条第1項前段：「甲は将来乙から離職した後の4年内は、“自分”または他人のために、有償もしくは無償で乙での在職期間に従事した同種類の業務に従事してはならないと承諾する」との約定が明確である。調べたところでは、X 会社は控訴人〇〇会社と同種類の業務を営んでいるので、当然控訴人〇〇会社の競業相手である。被控訴人黄〇〇、李〇〇は共にX 会社の株主で、株持ち比率は16.25及び9.5にも達し、且つX 会社の董事、監察人を担当しており、被控訴人黄〇〇、李〇〇は明らかに「自分のために」競業行為をしたので、当然係争競業禁止約定に違反するものであり、被控訴人が離職した時に既に、控訴人〇〇会社が競業禁止の三社を指定したか否かにより、異なる認定をするものではない。
- (7) 調べたところでは、Y 会社は控訴人彭〇〇の妻張〇〇が2003年2月18日に設立、登記した会社であり、その経営項目は控訴人〇〇会社と類似し、控訴人彭〇〇は2003年3月7日に離職し、2003年3月12日からその妻張〇〇の名義で申請し、設立したY 会社に勤務したので、Y 会社は控訴人彭〇〇が競業責任を避けるために、その妻張〇〇の名義で設立したもので、当該会社に就職したことは、当然「自分のために」の競業行為である。また控訴人〇〇会社は既に控訴人彭〇〇が離職した時に指定の3社で競業行為をしてはならないと約定した以上、自分が会社を設立、競業行為をしたので、その状況は他人の会社に雇用されることよりも酷いので、その約定が競業禁止の範囲に該当して始めて、社会経験及び論理法則に該当するものである。
- (8) 控訴人陳〇〇が1996年11月1日から2001年3月31日までの間、被控訴人の会社に勤務し、2000年12月20日に、X社の株主臨時総会で董事に選任され、2001年1月2日に登記を完了し、任期は2000年3月8日から2003年3月7日までとなり、X社の412500株も持有し、その持ち株比率は37.5%にも達しており、X社の経営業務は控訴人〇〇会社と類似しているため、控訴人陳〇〇は競業禁止約定に違反したことは、疑いがないことである。

営業秘密・競業禁止関連

02

威盛電子商業スパイ事件 董事長王雪紅に無罪判決

■ハイライト

威盛電子董事長王雪紅、総経理陳文琦夫妻は二〇〇三年末、競合業者友訊科技開発のICチップ模擬テストプログラムの窃盗を意図したとして、また、市場部経理張至皓も離職して友訊に就職し機密プログラムを窃取したとして告訴された「商業スパイ事件」について、台北地検署検察官は著作権違反、背信罪の嫌疑により王雪紅、陳文琦、張至皓を起訴し、三名に具体的な求刑を行った。

台北地方法院は二年半の審理を経て、張至皓曾友訊でプログラムをダウンロードしても、当時友訊会社社員としての背信問題はなく、ましてや張至皓がかつて当該プログラムをダウンロードしたのかを証明することもできず、なお且つファイルをアップロードした威盛のアカウント、パスワードも多数の人間が所有、使用しているので、友訊も当該プログラムを威盛にアップロードした人間が張至皓だとは証明できない。

また、裁判所の調査では当該プログラムは、単なるICチップテストの模擬プログラムであり、一般的なプログラムで、經濟部プロジェクトの核心プログラムではないことが判明した。従って、窃取する価値がなく、王雪紅夫妻にとっても取得する必要がない。裁判所は三名に背信の部分について無罪と判決した。

王雪紅等が権利侵害、秘密妨害だと告訴された部分については、台北地方法院が審理した当初、友訊より付帯民事賠償として一億元の要求があった。しかし、その後双方が法廷外で和解し、友訊も二〇〇四年八月三日に民、刑事告訴を取下げたので、裁判所も公訴不受理と決定した。

1. 台湾台北地方法院刑事判決

▲判決番号：92年度易字第2456号

▲案件摘要：背信等

▲裁判期日：2006年07月31日

2.

公 訴 人	台湾台北地方法院検察署検察官
被 告	王雪紅
被 告	陳文琦
被 告	張至皓

上記被告は背信等事件により、検察官より公訴（91年度偵字第8512号）を提起されたが、本裁判所の判決は以下のとおりである。：

3.

3-1 主 文

王雪紅、陳文琦及び張至皓が背信と訴えられた部分について全て無罪とする。著作権法違反及びコンピューター設備の利用による業務上知悉した商業秘密漏洩の部分については、いずれも公訴不受理とする。

3-2 事実摘要

- (1) 被告王雪紅は威盛電子股份有限公司の董事長であり、被告陳文琦は威盛会社の董事兼総経理である。被告張至は1995年より至威盛会社に就職し、威盛会社の市場部経理を勤め、その業務は直接上司である被告陳文琦の指示を受けていた。三人はいずれも、ネット技術の研究開発、製造、販売等領域で威盛会社と商業的競争関係にある告訴人「友訊科技股份有限公司」が經濟部の委託を受けて經濟部プロジェクトを執行していて、告訴人友訊会社が契約により第三層（Layer 3）交換器を取得し、これにはICチップ模擬テストプログラム「sim-common_ClkSre_3S_ent.vhd」ファイルのコンピュータープログラム著作の著作権が必要であり、それが告訴人友訊会社の機密情報に属するものであることを知っていた。
- (2) 被告王雪紅及び陳文琦より命を受けて派遣された被告張至皓は2000年2月末、先ず威盛会社を離職したように装い、2000年3月1日より告訴人友訊会社に潜入して職務を得た。そしてその職務上、上記チップ模擬テストプログラムファイルを入手する機会を得て、2000年11月5日15時34分35秒、入手した友訊会社の上記機密コンピュータープログラムファイルを複

製した後、2001年5月29日告訴人友訊会社に離職を願い出た。その後威盛会社に復帰しインターネット設計部経理職務に就いて友訊会社が営む業務と競争関係にあるインターネットシステムチップ設計業務に従事し、被告王雪紅、陳文琦等と自己及び威盛公司の不法利益の為、及び告訴人友訊公司の利益を損害する意図に基づく犯意の連絡を行った。そして、威盛公司社員が参照、テスト、研究開発、討論又は第三層交換器ICチップの優劣をテストする際に使用できるようにする為、告訴人友訊公司機密情報を守秘する義務に背き、2001年11月5日23時35分に、コンピューター及び関連周辺設備を利用して複製した上述告訴人友訊公司商業機密コンピュータープログラム著作をアップロードして威盛公司の「ファイルトランスファープロトコル」（即ちFTP, File Transfer Protocol）に複製、頒布、洩漏した。（サーバーURL <ftp://ftp.via.com.tw/temp>）そして公衆が各自選定した時間又は地点でネット通信により当該著作内容を入手できるようにした。

- (3) 被告王雪紅、陳文琦、張至皓の上記行為は、別途修正前著作権法第91条第2項の無断で複製の方法により他人の著作権を侵害する罪、著作権法第93条第2項、第1項第2号、第87条第6号の著作権を侵害する物だと明らかに知りながら頒布の方法により他人の著作権を侵害する罪、著作権法第92条第2項、第1項の無断で公開伝送及び改作の方法により他人の著作権を侵害する罪、刑法第318条の2、第317条のコンピューター設備を利用して業務上知りえた工商秘密を漏洩する罪及び刑法第342条第1項の背信罪に抵触した嫌疑がある。

3-3 理由摘要

- (1) 被告張至皓が友訊会社に任職していた期間に、たとえ上記經濟部プロジェクトに参加して係争プログラムをダウンロードしたことがあったとしても、当該行為が何らかの背信にあたりと認定することは困難である。また、証人卓裕文の証言によっても、被告張至皓がかつて友訊会社に任職していた期間内に係争プログラムダウンロード行為があったと認定することは難しい。
- (2) 証人即ち威盛公司の林育如は2001年3月22日に威盛公司FTP TEMP サイトアップロードに必要なアカウント及びパスワードを顧客に提供した等と証言している。つまり、威盛公司FTP TEMP サイトにアップロードするアカウント及びパスワードは威盛公司の社員だけが取得できるものではなかったはずであり、係争プログラムの威盛公司FTP サイトへのアップロード行為が確かに被告張至皓によるものと認定することは難しい。
- (3) また、係争プログラムは単なるチップ模擬テストプログラムに過ぎず、機能から言っても通常のプログラムであり、經濟部プロジェクトの核心プログラムではない。証人卓裕文は証言として「係争プログラムは特許出願要件を備えていないし、係争プログラムは現存のものを加えて運用したものであって、独特な設計を加えたものではないと自分は考えている。」等と述べている。つまり、係争プログラムは独特な設計ではなく、何らかの重大な経済的価値があるとは認めがたい。ましてや、經濟部プロジェクトでは、係争プログラム以外、現在まで一切他のプログラムが機密漏洩された状況はない。よって、被告王雪紅、陳文琦及び張至皓の三名には係争プログラムを入手して、威盛公司の使用の為に提供する必要がないと言える。
- (4) 以上をまとめると、被告王雪紅、陳文琦及び張至皓が関与した上記背信犯行は、一切証明することができないので、この背信犯行について全て無罪とする。
- (5) 友訊会社が被告王雪紅、陳文琦及び張至皓を上記著作権法違反及び秘密妨害で告訴した部分については、告訴人友訊会社が2004年8月3日に書状で告訴を取下げているので、この部分についても不受理の判決を通知する。

営業秘密・競業禁止関連

03

ノウハウの不正売却 エンジニアが産業スパイに関与

■ハイライト

エンジニア郭小明は、その川上業者に鞍替えし、副総経理に就任した。前に勤務していたワイヤレス RF マウスの製造業者である海歐科技が追跡調査した結果、同氏が同社の研究開発したノウハウを不正に売却したことを発見し、背任罪として告訴を提起した。士林地方法院で審理した結果、郭小明が産業スパイに該当すると認定し、背任罪に違反するとして懲役八ヶ月に処した。

海歐科技の話によると、1999年4月郭小明（当時35歳）は同社に入社した当時、最初は研究開発部門に配属され、ワイヤレス RF マウスの研究開発を担当していた。2001年1月16日に離職し、浩年科技に鞍替えし、研究開発部門の副総経理に就任したときに、海歐が社内調査を行った結果、郭氏がワイヤレス RF マウスの開発研究ノウハウの不正売却に関与したことが分った。

海歐科技の話によると、郭小明が2000年11月17日夜、パソコンで致伸会社が注文したシングルチャンネル RF マウスモジュールの発信器、受信器、サイズ及び研究開発時間、必要とする機器設備などの資料を電子メール方法で、致伸会社の協理羅氏に伝送したことから、致伸会社はマウスの製造コストが掌握でき、自ら製造したことにより、海歐会社へのオーダーがキャンセルされるに至り、郭小明は致伸会社から NT\$10 万円を取得したという。

海歐科技の主張によると、これまで同社にマウスをオーダーしていた浩年公司には、製造に関する研究開発の能力を有しないが、2001年1月5日に郭小明は、自宅でシングルチャンネル RF マウスの設計資料に関するコンピューターファイルを浩年公司に伝送したことにより、浩年は膨大な研究開発費用を節約することができ、郭小明はその後、浩年に鞍替えして、研究開発部門の副総経理として就任したという。

本件は、士林地検により取調べが行われ、起訴された事件である。裁判所での審理段階において、郭小明は、産業スパイではなく、致伸会社に伝送したのは、マウス製品のカタログ、規格及び品番であり、商業機密ではないこと、また浩年公司に伝送したマウスの設計資料については、自ら設計したものであり、海歐会社による研究開発のノウハウではなく、同社による研究開発の成果を盗用しないことなどを抗弁した。

裁判官が、調査した結果、海歐科技は早くから1999年12月にワイヤレスマウス量産の研究開発に取り組んでいて、発売のときにも記者会見が開催され、さらに郭小明は致伸、浩年公司に伝送した電子メールの内容を照会した結果、海歐会社によるワイヤレス RF マウス設計と同一の箇所が数多くあることが確認されたので、郭氏が技術的ノウハウの不正売却に該当し、背任罪に問われるべきであるとして、懲役八ヶ月に処した。

1、裁判番号：93年度易字第293号

裁判期日：2006年08月16日

裁判事由：背任罪

関連条項：中華民國刑法第342条

2、当事者

公訴人：台湾士林地方法院檢察署檢察官

被告：郭小明

3、判決の内容

3-1 裁判主文

郭小明は連続して他人のためにその事務を処理するときに、あえて自己及び第三者の不法利益を図り、その任務に背く行為をし、本人の利益に損害を生じさせたことにより、懲役八ヶ月に処する。

3-2 事実摘要

郭小明は1999年4月8日に海歐科技股份有限公司（つまり Globlink であり、以下海歐会社と称する。○○市○○区○○街101号2階に所在する）に入社し、勤務期間には研究開発部門でワイヤレス RF マウスなどコンピューター製品の研究開発業務を担当していた。ところが、郭小明は海歐会社のシングルチャンネル RF マウスモジュール（One Channel RF Module）に関する情報はその業務上知悉した商業秘密であることを明らかに知りながら、あえて自己及び致伸実業股份有限公司（即ち Primax であり、以下致伸会社と称する）、浩年股份有限公司（即ち Cellink であり、以下浩年公司と称する）の不法利益を図り、しかも概括的故意に基づいて、連続して無断で会社業務の秘密を取得するために次の方法により便宜を図り、その任務に違背したことにより、海歐会社に損害を生じさせた：（一）致伸会社はもともと

海歐公司のクライアントであったが、郭小明はあえて、海歐公司による許諾や同意を得ないで、その任務に違背し、前記のシングルチャンネル RF マウスモジュールを製造するための発信器 (Transmitter)、受信器 (Receiver)、サイズ (Size)、研究開発時間、必要とする機器設備及び予想コストなどの商業秘密を、2000 年 11 月 17 日夜、その自宅で電子メール方法で、自分のメールボックスから前記の資料を致伸公司協理の羅錦のメールボックスに伝送したことにより、新台湾ドル (以下同じ) 10 万元の不法利益を取得し、海歐公司に損害を蒙らせるに至った。(二)また、浩年公司はもともと研究開発部門を設立しておらず、海歐公司製品の販売業者である。郭小明はあえて 2001 年 1 月 5 日早朝、自宅で海歐公司が自ら研究開発を進んで、直ちにシングルチャンネル RF マウス製品の応用、製造ができる Gerber コンピューターファイル (即ち O-Mouse Receiver Ver.1.01.zip である) を電子メール方法で、自己の電子メールボックスから前記の資料を浩年公司の従業員尹素恵のメールボックスに伝送し、海歐公司に損害を蒙らせるに至った。その後、郭小明は 2001 年 1 月 16 日に退職し、浩年公司に鞍替えし、新たに設立した研究開発部門の副総に就任し、シングルチャンネル RF マウス等製品の研究開発業務を担当することになった。郭小明は突然に会社をやめ、浩年公司に鞍替えしたことに対して、海歐公司以異常が発覚し、すぐ会社の電子メールボックスのシステムをチェックした結果、前記の不法行為が発見された。

3-3、理由摘要

- (1)被告郭小明は 2001 年 1 月 16 日に告訴人である海歐公司を退職し、退職前は告訴人海歐公司の研究開発部門に配属され、仕事の内容にワイヤレス RF マウスなどコンピューター周辺製品の研究開発業務が含まれていたことは、海歐公司による 2000 年 12 月、2001 年 1 月の従業員賃金記録、従業員出勤記録表、従業員退職申請 (通知) 表、労働者保険解約申請表及び仕事引継リスト等の写し各一冊が裏付けとしてファイルに付されていることから、調べることができる。
- (2)被告郭小明は、秘密保持契約書を締結していないが、被告郭小明は告訴人海歐公司の研究開発部門に所属していたので、会社のためにクライアントを誘致し、最大利益を図る義務を負うべきである。それは、雇用契約書の付随義務でもあり、即ち、雇用者は、絶対に指示に従い、その労役に服し、しかも忠実に勤務、機密保持、競業をしないことの義務を負うべきであり、雇用期間内に知悉したかそれとも所持した告訴人の機密資料の守秘義務の維持を必要とする措置を取るべきことは当然である。
- (3)被告郭小明は電子メールでシングルチャンネル RF マウスモジュールを製造するための発信器、受信器、サイズ、研究開発時間、必要とする機器設備及び予想コストなどの商業秘密の資料を致伸公司協理の羅錦に伝送したほか、直ちにシングルチャンネル RF マウス製品の応用、製造ができる Gerber コンピューターファイルを浩年公司の従業員尹素恵等に伝送した事実は、被告郭小明の供述により、明確であり、また、証人羅錦、尹素恵は、本院での審理の際に真実であると証言したほか、更に One Channel RF Module という主旨の電子メール等が裏付けとしてファイルに付されているので、信用できることである。本件で先ず論断されるべきことは、告訴人海歐公司がシングルチャンネル RF マウスモジュールの研究開発をしたか否かである。調べた結果、告訴人海歐公司は早くから 1999 年間にすでにシングルチャンネル RF マウスを研究開発したことは、証人である海歐公司の副総経理、研發 (研究開発) 部門の経理が詳細にわたり証言したほか、海歐公司の会計伝票、領収書(發票)がファイルに付されているので、立証できることである。それ故、被告は海歐公司が 2000、2001 年頃にはシングルチャンネル RF マウスのノウハウを持っていなかった云々と抗弁したことは、明らかに事実ではない。
- (4)被告郭小明は、暇の時間を利用して作成したものであり、海歐公司の商業秘密をもって修正したものではないと抗弁した。ところが、証人談國芬が取調べに応じて、数回にわたり、告証七のボーレート (BAUD RATE)、出力パワー、電源パワーコラムにある数字が告証二十と異なる以外に、その他の部分は、すべて告証二十を引用したものであると証言した。即ち、注記の箇所と方法が告証二十と同一であることなどについても、被告郭小明から羅錦に伝送された電子メール (即ち告証七である) 及び談國芬から被告郭小明に伝送された規格/品番リスト (即ち告証二十である) がファイルに付されているので、照合できることである。それ故、被告郭小明は告証七は自ら作成した一般市場での規格リストを致伸公司に伝送し、海歐公司の資料を伝送しなかった云々と抗弁したことは、明らかに事実と合致しておらず、信用に足りぬものである。
- (5)又、被告郭小明は取調べ中に提出した海歐公司のカタログ (即ち GLOBLINKRF MODULE) と、被告郭小明が電子メールとして致伸公司協理の羅錦に伝送したシングルチャンネル RF マウスモジュールの発信器、受信器及び必要とする機器設備等の資料と照合したところ、内容及びフォームのいずれも著しく異なっているので、被告郭小明はシングルチャンネル RF マウス資料が早くから公開されたと抗弁したことは、事実と符合せず、信用に足りぬものである。

- (6)被告郭小明は、三星公司ワイヤレスマクロフォンのケースを担当したときに、製品規格リストのフォームを参考として、談国芬にワイヤレスマウス製品の規格及び品番リストの提供を求めたとの抗弁に対して、調べた結果、告訴人海歐公司与三星公司との取引製品がワイヤレスマクロフォンであり、そのデータ、資料、規格項目及びフォームのいずれも、被告が談国芬から貰った資料と異なっていることが判明した。それは、証人談国芬の証言により証明でき、しかも海歐公司与三星公司との取引規格リスト（即ち告証二十七である）がファイルに付されているので、参考できることである。それ故、被告は、三星公司との取引に欠かせないものとして、始めて談国芬に製品規格の品番リストの提供を求めた云々と抗弁したことは、事実と符合せず、信用に足りぬものである。
- (7)前記を総合すると、被告郭小明は告訴人会社の研究開発部門の従業員として、知悉した告訴人会社の商業機密を維持すべきであり、あえて自己及び致伸、浩年公司の不法利益を図るために、秘密保持の義務に違背し、連続して、告訴人会社の商業秘密を致伸、浩年公司に漏洩し、致伸、浩年公司に素早く新世代 RF マウスの開発に参入させ、告訴人会社との間の不正な商業競争を行わせたことにより、告訴人会社の利益に損害を生じさせた。

係る行為は、刑法第 342 条第 1 項の背任罪に問われるものである。被告の犯罪動機、目的、手段、致伸、浩年公司に対して生じた利益、告訴人海歐公司に与えた損害、及び犯罪後に告訴人海歐公司との和解が成立せず、損害を賠償しなかったとの犯罪後の態度が良くないことなどすべての情状を酌量したうえ、処罰し戒めるために、主文に示す通りの刑に処するものである。

営業秘密・競業禁止関連

04

「競業禁止」の契約規定に違反

■ハイライト

嘉義に設けられており、体が不自由な方に向けた電動カートの製造業者である成光会社に勤めている林氏など5名の従業員が次々と、性質が同一の別の電動カート製造業者に転職し、成光会社はそれ等の従業員が退職後1年以内に「競業禁止」の契約規定に違反したことを理由として、それ等の5名の従業員及び5名の保証人に対して、損害賠償を請求し、その金額は60万元余りから100万元不等である。

5名の従業員と成光とは競業禁止契約を締結し、その契約の規定によると、従業員はもし何らかの原因で退職した場合、1年以内に「競業禁止」の規範を守るべきで、中華民國地域以内のその他の同業に就職してはならず、さもなければ、従業員及びその保証人は退職前の月給の100倍を違約金として連帯賠償しなければならないという。高等裁判所台南支部合議廷の裁判官は、上記契約の通り、5名の従業員及びその保証人が違約の連帯賠償責任を負わなければならないが、成光会社の損害賠償請求額が高すぎると認めたので、5名の従業員及びその保証人がそれぞれ最低5万元、最高16万元不等の金額を賠償すべきである、と判決し、そして判決が確定した。

裁判番号：台湾高等裁判所台南支部95年度上易字第208号民事判決

裁判案由：損害賠償

裁判期日：2006年12月26日

上訴人：林清耀

詹麗敏

林昀智

陳英禎

王文彰

李明善

賴守仁

姚祈安

林伯易

林容璋

被上訴人：成光科技股份有限公司

上記当事者間の損害賠償請求事件について、上訴人が2006年9月21日台湾嘉義地方裁判所94年度訴字第337号第一審判決に対して上訴し、本裁判所での口頭弁論が2006年12月12日に終結したので、次の通り判決する。

主文：上訴を棄却する。

第二審訴訟費用は上訴人林清耀、詹麗敏の二人、林昀智、陳英禎の二人、王文彰、李明善の二人、賴守仁、姚祈安の二人、林伯易、林容璋の二人が各5分の1を連帯負担する。

事実概要

被上訴人は1964年頃成立された公司であり、経営事業にはゴルフ乗用カート、体が不自由な方に向けた電動カートなどの運送道具及びそのパーツ製造が含まれており、上訴人林清耀、林昀智、王文彰、賴守仁、林伯易などの5人はもともと上訴人公司の従業員であり、又、上訴人詹麗敏、陳英禎、李明善、姚祈安、林容璋は順番に上記5人の連帯保証人であり、並びに保証契約を締結しており、その契約第7条第4項によると、被保証人がもし何らかの原因で退職した場合、共に1年以内は「競業禁止」の規範を守り、中華民國地域以内のその他の同業に就職せず、もし違反した場合、被上訴人公司に退職前の月給の100倍を違約金として支払い、連帯保証人が連帯保証賠償責任を負う、となっている。上訴人が退職後、敢えてそれぞれ隆成グループ傘下の公司に就職し、且つ被上訴人と同一の営業項目である体が不自由な方に向けた電動カートの生産に従事し、彼等が頭かに係争競業禁止契約に違反したので、被上訴人は双方の間に結ばれた競業禁止契約及び職務保証契約の法律関係に基づいて本訴を提起した。

理由摘要

- (一) 「人民の生存権、工作権及び財産権を保障すべきであることは憲法第 15 条に明文が規定されている。又、人民の工作権は絶対の権利ではないことは憲法第 23 条の規定を読めば分かることであり、被上訴人はその従業員が退職後、工業の製造技術の秘密を漏洩するのを防ぐため、従業員が入社した時に、誓約書を提出させ、退職日より 2 年間以内に同業者への就職又は資料の提供をしてはならないこと、もし違反した場合は、損害賠償責任を負うべきであることを要求し、その競業禁止の約定には 2 年間従事してはならない工作種類の制限が付され、上訴人も同意しているのに、憲法の人民工作権を保障する精神とは違背して、その他の強制規定にも違反して、且つ公共秩序とも無関係なので、その約定は無効とは言えない。」「雇われた者はその職責を果す義務があり、雇用期間に雇用者の同意を得ずに、自己又は第三者のため同類の営業事務に従事してはならないことは当然だが、雇われた者が元の雇用者の営業資料で不公平競争しないように、双方は事前に雇われた者が退職後、特定期間内に雇用者と同一又は類似の業種に従事してはならない、と約定することができ、もし競業禁止の約定期間、内容が合理であれば、憲法の工作権保障に違反しない。」ことは、それぞれ最高裁判所 75 年度台上字第 2446 号、94 年度台上字第 1688 号裁判が参照できる。
- (二) 上訴人と訴外人の隆成グループとは電動カートの製造において競争同業なので、被上訴人はその従事している営業範囲内の製品の製造、製造方法、技巧、資料などに関する営業秘密又は商業利益に関わる資料について、競争同業である訴外人の隆成グループに知られて略奪されるのを防ぐ必要があり、被上訴人と上訴人と競業禁止契約を締結した目的は、当該会社の営業秘密又は商業利益などの漏洩が発生しないこと及び不公平競争を避けることにあり、被上訴人にとっては、保護すべき利益が存在しているので、上訴人の「上訴人はクライアント、情報の略奪又はそのほかの悪質競争行為など、誠実/信用原則に違反した事情がなかったため、被上訴人には損害がなく、上訴人は賠償責任を負うべきではない。」云々との弁解には理由がない。
- (三) 上記 5 名の上訴人は被上訴人の会社では製品の研究開発、テスト、関係設計協調及び品保関係の仕事を担当していたので、被上訴人の会社に勤めていた時に上訴人の電動カート関係製造技術、営業秘密又は商業利益に関わる資料などを知らなかったことは認定し難い。上訴人等の「上訴人林昉智等 5 人は被上訴人の会社で担当していた職務は主な営業幹部ではなく、技能の低い職務だった。」云々の弁解は信用できない。又、係争競業禁止契約の制限期間が僅か 1 年で、長い期間ではなく、且つその契約では上訴人等 5 年に同業に就職できないことが要求され、彼等はそのほかの業務競争ではない業種に就職しないことが要求されていないので、係争競業禁止契約は上記 5 名の上訴人の工作権に対する制限は合理的範囲にあり、上訴人が指摘した「上訴人 1 年の工作権を剥奪した。」事情がなく、上訴要旨で双方が約定した競業禁止契約は民法第 247 条の 1 第 3 項「上訴人に権利を放棄させ、又は権利行使を制限する。」の規定に違反した、と指摘したことは理由がない。上訴人林清耀等 5 人は訴外人の隆成グループでは研究開発、品保を担当し、その性質が被上訴人会社の性質と近似しているので、上訴人は契約通りに被上訴人に違約金を支払うべきである。
- (四) 「当事者が約定した違約金は高すぎるか否かについては、一般的客観事実、社会経済状況、当事者の損害情况及び債務人が契約通りに履行した時、債権者が受けられる利益などに基づいて評価すべきである。もし約定した金額が実際の損害とかけ離れた場合、裁判所は斟酌した上で削減することができ、懲罰性違約金又は賠償額予定性違約金を問わず異なるものではない。」それは最高裁判所 49 年度台上字 807 号、79 年度台上字第 1915 号判例が参照できる。被上訴人は上訴人競業禁止期間にそのほかの保証措置もなく、上訴人が被上訴人の会社から退職し、隆成グループに就職した後、被上訴人のクライアント又は公司情報を大量に略奪したこと又は悪質競争行為をしたことなどの顕かに背信、又は誠実/信用原則違反の事情があったことを挙証して証明したこともなかったため、原審裁判所では上記事情を斟酌した上、双方が約定した違約金額は高すぎるとし、上訴人の退職前月給の 4 倍で計算することが適当である、と認めたことは不合理ではない。

営業秘密・競業禁止関連

05

求職者情報の不正取得を謀ったのは営業秘密の侵害にあたるとして、大手人材バンクに賠償金 377 万円を命じた事例

■ハイライト

人材バンクの求職者情報が不正にアクセスされたことで、「営業秘密の侵害」として初めて損害賠償が命じられた判決である。

2002 年 10 月、1111 人材バンクを経営する全球華人公司（会社）の社員、鄭英慶ら 4 人が「身分証明書番号発生器」などのプログラムを悪用して 104 人材バンクのネットワークに不正アクセスし、104 に登録してある顧客（求職者）のアカウントとパスワードを取得したうえ、これらのアカウントとパスワードを使ってログインし、8 万件余の求職者情報をダウンロードした。

これによって取得した 104 の求職者情報をさらに自社のデータバンクと照合したところ、8 万件余の情報のうちおよそ 2 万人余の求職者が 1111 に登録していないことが分かり、1111 は未登録者宛てに電子メールを送り、1111 への登録を勧誘した。

104 人材バンクは 1111 社員鄭英慶ら 4 人を告訴し、4 人は「詐欺利得罪」で半年の判決を言い渡され、罰金で刑を換えることが確定し、さらに 72 万円の示談金で 104 と和解が成立した。しかしながら、104 は 1111 も責任を負わねばならないとして、2006 年 4 月、1111 に対し 1488 万円の賠償金並びに自由時報等マスコミへの謝罪広告の掲載を求めた。

台北地方裁判所によると、権利侵害行為に対する損害賠償としての新聞紙への謝罪広告掲載については、確かに時効の経過により請求権が消滅し、これに対する請求を棄却するが、不当利得返還請求権の時効は 15 年である。「104」の情報を不正に取得した技術者 4 人は「1111」の手足のような存在であり、「1111」も確かに「104」の情報を取得し利用していた。求職者の履歴などの個人情報には人材バンクの競争力を左右するもので、「営業秘密」に該当し、ライバル相手に漏えいされると、損害が生じる。「104」人材バンクはこれら 2 万余の情報を依然に保有しているものの、すでに損害が発生してしまったため、一件当たりの情報につき 186 元のコストで計算して算出した金額、377 万余の賠償金の支払を「1111」に命じた。

裁判番号：台湾台北地方裁判所 95 年度重訴字第 528 号民事判決

裁判期日：2007 年 10 月 12 日

件名：不当利得等の返還請求

原告：一零四資訊科技股份有限公司（即ち 104 人材バンク）

被告：全球華人股份有限公司（即ち 1111 人材バンク）

兼法定代理人 甲○○

上記当事者間の返還請求事件につき、本裁判所は中華民國 96 年（2007 年）9 月 6 日に口頭弁論が終結し、次のとおり判決する。

主文：被告全球華人股份有限公司は原告に対し新台幣ドル 377 万 220 元、及び民国 95 年（2006 年）5 月 5 日から弁済日まで年率 5% で計算した利息を給付しなければならない。

原告のその他の訴えを棄却する。

訴訟費用は被告全球華人股份有限公司が四分の一を負担し、その他は原告が負担する。

本判決第 1 項につき、原告が新台幣ドル 125 万円を担保に提供した後、仮執行をすることができる。但し、被告全球華人股份有限公司が新台幣ドル 377 万 220 元を予め担保に提供する場合、仮執行を免除されることができる。

原告のその他の仮執行の申立を棄却する。

■事案概要

(1) 被告会社はマンパワーサービスを経営するネットワーク「1111 人材バンク」を主な営業項目とし、当該ネットワークは求職者の個人情報、学歴・経歴、特技、人材募集の個人又は会社の営業項目、経営規模、人事上のニュース等情報を収集し、前掲資料をコンピュータに入力してデータバンクを立ち上げた。コンピュータを利用して大量な資料を処理できる迅速性及び信頼性を売り物に求職者及び求人会社双方のためにつまり仕事を探す側と人材を求める側がをすりあわせるプラットフォームを提供することである。訴外人鄭英慶、洪呈儒、林華聖、徐順国四人はそれぞれ 2002 年に被告会社の工程部（エンジニアリングセクション）のエンジニア、工程部マネージャー、総管理

部副総経理、工程部主任を務めていた。2002年8月26日から、被告会社内のコンピュータ及びネットワーク設備を利用してインターネットを通じて同じマンパワー（人力資源）サービスネットワークを運営する原告会社が経営する「104人材バンクウェブサイト」中のVIPクライアント専用サーチページにアクセスしたうえ、インターネットのどこか知らないところからダウンロードした「身分証明書番号発生器」および辞書ファイルに自らが作成したプログラムと合わせて、「暴力解析法」といわれる方法をもって、前掲VIP専用ページにログインを試みた。この方法によって既存のアカウントとパスワードを入力し、もともと訴外人飛元科技股份有限公司ら七社が料金を支払って「104人材バンクウェブサイト」に求人情報を掲載するためのアカウント及びパスワード、計15セットを取得した。これらのアカウントとパスワードを使って104人材バンクウェブサイトVIP専用ページにログインし、このページに掲載されていた求職者履歴情報等を検索し、ダウンロードした。フィルタリング・比較照合によって被告会社が経営する1111人材バンクウェブサイトに登録をしなかった求職者名簿を作るため、訴外人洪呈儒は上記資料を会社内部のネットワークを通じて会社のエンジニアに漏えいした。1111人材バンクの求職者情報を充実させるため、照合で得た情報をもとに名簿に載っていた求職者宛てに電子メールを発送して被告経営の1111人材バンクウェブサイトの情報に登録するよう勧誘した。

- (2) 台北地方検察署検察官は2004年10月7日に訴外人鄭英慶、洪呈儒、林華聖、徐順国4人が詐欺利得等の罪を犯したことで、92年度偵字第5997号をもって公訴を提起し、本裁判所刑事法廷は2005年3月31日に93年度易字第1431号で訴外人鄭英慶ら4人に懲役6ヶ月の判決を言い渡した。罰金で刑を換えるなら、1日につき300元の罰金で刑を換えることが確定した。また、被告会社は2007年3月30日に行政院公平取引委員会から150万元の過料処分も受けている。

理由概要

- (1) 原告会社は2002年11月、被告甲〇〇及び訴外人林華聖を相手取って詐欺の刑事告訴をしたことから、原告会社は2002年11月には既に被告会社に対し権利侵害行為（不法行為）損害賠償請求権があることを確信していたことがわかる。然しながら、原告会社は2006年4月28日になって初めて本件訴訟を提起し、被告会社及びその責任者、即ち被告甲〇〇にその権利侵害行為について損害賠償責任を負うことを請求した。民法第197条第1項前段規定、営業秘密法第12条第2項前段規定及び最高裁判所72年台上字第738号判例の趣旨に照らし合わせ、原告会社の権利侵害行為損害賠償請求権はすでに2年の時効を過ぎていた。
- (2) 不当利得返還請求権と損害賠償請求権は、法律上の性質が同一ではないが、両者が訴訟において根拠とする事実が同一であれば、原告が起訴時に権利侵害行為の法律関係に基づいたが、訴訟進行中において他方当事者が時効の抗弁をした後、更に不当利得の請求権に基づいて主張することを妨げない（最高裁判所56年台上字第3064号判例趣旨をご参照）。また、損害賠償の義務者は権利侵害行為により利益を受け、被害者に損害を生じさせた場合、前項時効完了後、なお不当利得に関する規定によりその受けた利益を被害者に返還しなければならないと、民法第197条第2項にも明確に定めている。
- (3) ただ、本裁判所で調べたところ、被告会社は法人であり、その行為はそもそも代表権限を有する自然人が行うものである。被告会社工程部に務めていたエンジニア鄭英慶、工程マネージャー洪呈儒、総管理部副総経理林華聖、工程部主任徐順国4人は、被告会社の重要幹部、役員である以上、彼らが被告会社の利益のために原告会社が所有している求職者履歴情報を保存したデータバンクをダウンロードし、かつ複製を図ったことから、被告会社の手足のような存在として上記行為を行ったと考えられる。したがって、被告会社は当該求職者履歴データバンクに接触しなかったという主張は採用できない。
- (4) さらに、被告会社顧客サービス担当者が2002年12月20日の前掲事件取り調べにおいて、「・・・全球華人公司からファイルの中に入っていた人々に広告メールを送り、全球華人公司ウェブサイトを訪れ、全球華人公司の会員への加入を勧誘するよう指示された。・・・私はただ全球華人公司の幹部が指示したとおりやっただけである。」と供述したことから、被告会社は訴外人鄭華慶らが不法に取得した原告会社所有の求職者履歴データバンクの資料を使用したと確認することができ、被告会社はこれにより不当な利益を受けていたと認めるはずである。
- (5) さらに、求職者履歴データバンクに収録された資料は人材バンクを経営する業者にとって産業競争力の所在であり、営業秘密であることは明白である。いったん競争相手に漏えいされると、損害を受けることになり、当該機密の所有権の移転があったかどうかには拘らない。したがって、原告が係争求職者履歴データバンクに収録された資料の所有権を失っていないから損害を受けていないという被告会社の主張は採用できない。
- (6) ただ不当利得の法則により不当利得の返還を請求することは、法律上の原因なくして利益を受け、

他人に損害を生じさせたことを要件とするため、返還請求ができる範囲は、相手方が受けた利益に限り、請求者が受けた損害の如何を基準とするのではない。訴外人鄭華慶は原告会社から不法にダウンロードした求職者情報をフィルタリングし、比較照合してから、当該情報のなかで被告会社が持っていない顧客情報は 20270 件と分かり、この部分こそ被告会社が利益を受けたものとする。

また営業秘密の損害又は利益はもともと計算が難しい。したがって、営業秘密法第 13 条第 1 項第 2 号により侵害者が侵害行為により得た利益を損害賠償請求の金額とすることができる。換言すれば、原告は顧客開発のコスト費用をその受けた損害の金額として被告会社に不当利得返還金額計算の基準とすることには当然根拠がある。本件原告会社は 2002 年度に開発した求職者一人当たりの平均費用は約 186 元（算式：宣伝費用 122,911,000 ÷ 登録求職者 660,000 人 = 186 元 / 求職者）。よって、本件被告会社が受けた不当な利益は 3,770,220 元（算式：186 × 20,270 = 3,770,220）とすべきである。